

消費者研究校報告書

愛知県立城北つばさ高等学校 教諭 東井秀和

1 はじめに

平成 30 (2018) 年 6 月に、成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立した。つまりこれまでは 20 歳未満の若者に関する事柄については親権者が決定し、利益や権利を監督していたが、改正民法が施行されると、18 歳以上の若者は契約の権利が広がり、親権者等の同意なしでの契約や、クレジットカードを所持することが可能になる。そこで、若年者の消費者トラブルに関する事案が増加している現在より、成年年齢が引き下げられることによって、成人して間もない 18 歳、19 歳の若年者の被害件数が増加すると予測され、2022 年までの 3 年間は、若者を対象とする「消費者被害予防教育」や「商品やサービスの取引に関する教育」が強化されるようになった。新たに成年を迎える層をねらい撃ちするビジネスに対応するための知識付与のための情報提供と啓発活動はもちろん、早期から批判的思考力や判断力を磨く学習も重要である。

本校は昼間定時制課程の高校で、様々な課題を抱えている生徒が在籍している。家庭環境が複雑で中学校にほとんど通えなかった生徒や、中学時代に人間関係で悩み、不登校になった生徒など多種多様である。そのような生徒に対しての社会経験の機会としてアルバイトを本校では認めている。アルバイトをする中で、従業員としてクレジットカードなどによるキャッシュレス決済に触れる機会もある。また、生徒自身が近い将来、クレジットカードを用いたキャッシュレス決済を利用する機会も考えられる。このため、新たに成年となる本校の生徒たちも契約や消費者被害の背景とその対応を学び、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する「自立した消費者」になるために授業実践を試みた。

2 ねらい

近年、キャッシュレス化が急速に進み、消費生活に関する社会問題は多様化している。本授業実践を通じて、契約や消費者行動に関する情報の収集と取捨選択を学ばせ、その基本的な事柄を理解させる。また、消費者トラブルに巻き込まれた際に、どのように対処すべきかを考えさせる。

3 題材

「キャッシュレス決済を例に契約を学ぶ」

学校設定科目「職業理解・職業実務」2 単位

昼間・夜間部 (2・3 年生) 男子 22 名 女子 4 名 計 26 名

4 若年消費者教育推進支援事業の活用

日 時：令和元年 10 月 18 日 (金) 5～6 時限

講 師：愛知県消費生活総合センター消費生活相談員 永安理磨氏

テーマ：暮らしとお金 (クレジットカードを中心に)

資 料：消費者教育教材「社会への扉」

内 容：1 契約 (私たちはいつでも消費者)


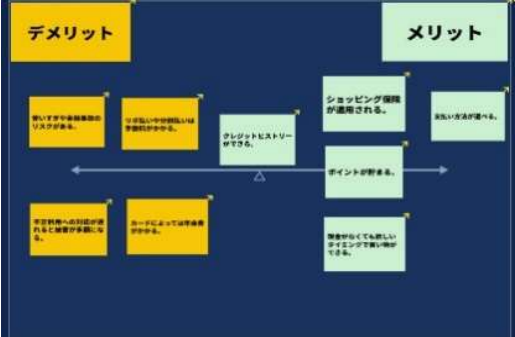
2 様々な支払方法 (支払いはいつ?)

3 クレジットカードの仕組みと特徴 (「クレジットカード」って何?)

4 クレジットカードにまつわるトラブル事例 (トラブルに遭わないために…)

5 まとめ

5 授業計画及び取組

時限	展開	指導内容
1 時限	事前学習	「あいち暮らし WEB 消費生活学習ページ」の「かしこい消費者市民になろう！！」を活用して、基本的な消費者問題を理解させる。
2 時限～ 3 時限	若年消費者教育推進支援事業の活用	<p>契約とは何かを学習した上で、クレジットカード取引の仕組みを学ぶ。現金決済を手段とした販売店と消費者との間での二者間取引より複雑で、カード会社、カード会員、加盟店での三者が契約していることを、</p>  <p>【講座の様子】</p> <p>ロールプレイングを交えながら理解させる。本授業実践では、永安理磨先生（愛知県消費生活総合センター消費生活相談員）に、クレジットカードの仕組みや三者間契約をはじめとする知識、それらにまつわるトラブルと、その対策を講義していただいた。</p>
4 時限～ 5 時限	タブレット機器を活用	<p>タブレット PC 内のアプリ（ロイロノート）を活用した。自分自身の生活や性格に当てはめてクレジットカードを利用するメリット・デメリットを整理させる。その上で、クレジットカードを積極的に利用するか、現金決済をするかを考えさせる。</p>  <p>【タブレット PC アプリ】</p>
6 時限	感想・まとめ	振り返りとして、ワークシートを用いて契約（主にクレジットカード）の理解度を確認する。また、今回の授業で得た知識（消費生活センターの役割を含む）をどのように活用することができるかを考えさせる。

6 生徒の感想

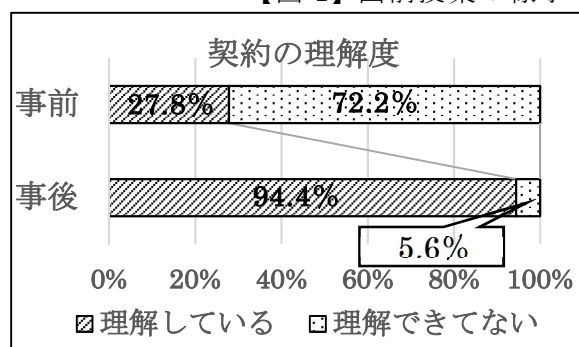
- ・「契約とは何か」「クレジットカードを使う時の注意点」を学ぶことができた。
- ・コンビニで商品を購入する時も、「契約」が交わされていることが分かった。また、知識を持っているとトラブルを未然に防ぐことができることも分かった。
- ・クレジットカードは、現金を持っていなくても買い物ができたり、分割払いができて便利なのが分かった。でも、トラブルに巻き込まれることもあるので、何かあった時には専門機関に相談したい。
- ・知識を持たない消費者は、立場が弱くなるので、いろいろな契約解除の仕方やクレジットカードの正しい使用方法が学べて良かった。
- ・個人に合わせた支払方法が選べてポイントまでもらえるなど、便利なのもあるが、手数料などが発生するデメリットがあることも分かった。
- ・買い物をする時にクレジットカードを利用すると、消費者と販売店だけでなくカード会社も含めた、三者間契約になることが分かった。

7 成果

本授業実践により、消費者と販売店だけで行う二者間だけでなく、カード会社も含めた三者間契約も存在することを理解させることができた。現在、推奨されているクレジットカードや電子マネーを用いたのキャッシュレス決済は、まさに三者間契約であり便利で簡単な決済を行える。しかし、契約としては二者間よりも複雑な三者間契約になっているために多くの知識を備えていないと、トラブルに巻き込まれる可能性が増える。これらの仕組みを理解させるために、ロールプレイングを交えながら【図1】、「契約とは何か」【図2】「クレジットカードを使う時の注意点」などを身近な問題としておおむね理解させることができた。また、どのような消費者問題があるのかを事前に知ること、トラブルの未然防止や専門機関に相談することで、早期解決に至ることも理解させることができたのは成果といえる。



【図1】出前授業の様子



【図2】契約の理解度

8 今後の課題

本授業実践では、自分自身の身を守るために様々な事例を挙げて、授業を展開してきた。しかし、消費者は自分自身のことだけでなく、自らの消費行動が社会に影響を与えることを理解し、社会全体のことを考えて消費生活を送らなければならない。また消費者教育の観点から、今回の学びが自分自身だけにとどまることなく、消費者トラブルに遭いやすい高齢者や、ひとり暮らしをしている人たちが、トラブルに巻き込まれないための情報発信能力を育成する取り組みも行いたい。また、成果にみられるように契約の理解度が授業実践後増加したが、すべての生徒が十分に理解できたわけではなかった。今回は外部講師を招いての出前授業や、その後の時限ではタブレットPCを活用して振り返りをするなど、生徒の理解を深めるために多様な方法を利用したが、さらに全体の理解度の底上げをする授業をするための様々な方法を追求したい。

9 おわりに

消費生活相談員の方を外部講師として招いて授業実践をすることで、契約と消費者を取り巻く問題への理解を深めることができた。また、学校の教員という立場ではなく相談員という立場での知識や経験から展開された授業は生徒にとって新鮮で、より実践的な知識の習得につながったと考えられる。

若年者が消費者問題について、学べる場の中心は学校である。その学校が消費生活センターなどの専門機関と連携を密にして、より適切な消費者教育を行っていくことが重要である。

消費者の在り方も変化していく中で、我々教員も専門機関による研修を受ける機会を増やし、情報を収集し、授業における消費者教育の展開を日々、模索していくべきである。

そして、今後も自主的かつ合理的に行動する「自立した消費者」を育成するための消費者教育を実践していきたい。

